

若者向け悪質商法被害防止啓発に係る車内広告仕様書

1 件名

若者向け悪質商法被害防止啓発に係る車内広告

2 車内広告実施期間

第1回 平成24年7月11日（水）から14日間

第2回 平成25年3月1日（金）から14日間

※1 JR各路線（飯田線を除く）及びしなの鉄道については12日間

2 掲出開始日は、各交通会社の都合により若干前後することは構わない。

3 車内広告を掲出する会社（路線）名

別紙1のとおり

4 業務の内容

（1）広告掲出枠の購入

受注者は、上記2のそれぞれの回について、上記3の別紙1に定める会社（路線）名、形態、掲出期間、規格、所要枚数に見合う広告掲出枠を購入すること。

（2）広告物の受領・搬入

受注者は広告物（関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーンポスター B3判）を県消費生活室から受領し、上記3の別紙1の車内広告を掲出する会社に所要枚数を搬入すること。

なお、受注者は広告物を受領する日を予め県消費生活室に連絡すること。

（3）広告物掲出の確認

受注者は、上記2のそれぞれの回ごと及び上記3の別紙1の会社（路線）ごとに、1台（車両）以上、自ら広告物の掲出確認を行うとともにその状況を写真に撮影すること。

なお、写真の撮影に当たり、電車にあつては行き先表示幕、車両の車体番号及び広告物の掲出状況を、バスにあつては行先表示幕、車両ナンバー及び広告物の掲出状況を撮影すること。

（4）広告物の撤去・廃棄

受注者は、上記 2 に定めるそれぞれの車内広告実施期間終了後、広告物の撤去・廃棄を確認すること。

(5) 広告掲出証明書等の収集

受注者は、上記 2 に定めるそれぞれの車内広告実施期間終了後、車内広告を掲出した会社に対し、別紙 1 のとおり広告を掲出した旨が確認できる証明書等の提出を求めること。

(6) 業務完了報告書の提出

受注者は、上記 2 のそれぞれの回ごとに、4 の (1) から (5) までの業務が完了したときは、別紙 2 の業務完了報告書に 4 の (3) で撮影した写真及び 4 の (5) で収集した広告掲出証明書等の原本を添付して、県消費生活室に提出すること。

5 その他

その他必要な事項は、県と受注者で協議して決定する。

別紙 1

車内広告実施会社(路線)名

区分	会社(路線)名	形態	掲出期間	規格	所要枚数 (1回あたり)
電車 (在来線・普通車両)	JR東日本 信越線・篠ノ井線・中央 東線・大糸線	中づり	12日	B3W	316
	しなの鉄道	中づり	12日	B3W	
	JR東日本 飯山線	まど上	12日	B3	22
	JR東日本 小海線	まど上	12日	B3	27
	JR東海 飯田線	中づり	14日	B3W	150
	長野電鉄	中づり	14日	B3	62
	松本電鉄	中づり	14日	B3	16
	上田電鉄	中づり	14日	B3	20
バス	長電バス	まど上	14日	B3	92
	アルピコ交通 (松電バス)	まど上	14日	B3	40
	アルピコ交通 (諏訪バス)	まど上	14日	B3	15
	アルピコ交通 (川中島バス)	まど上	14日	B3	100
	伊那バス	まど上	14日	B3	30
	千曲バス	まど上	14日	B3	71
	上田バス	まど上	14日	B3	10
	信南交通	まど上	14日	B3	15
合 計					986

(注) 「所要枚数」はB3Wの場合B3のポスターを2枚として算定した。

業 務 完 了 報 告 書

平成 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

住 所

会 社 名

代表者名

印

下記のとおり業務（第 回）を完了したので報告します。

記

1 掲出期間

2 掲出証明書等